

見沼中学校区PTA会則等の主な相違点

	北河原小学校	荒木小学校	須加小学校	見沼中学校	参考：中央小と星宮小
会 員	会員は、在籍する児童の保護者ならびに勤務する教職員とする。	児童の保護者、学校職員及び <u>本会の趣旨に賛同するもの</u> で組織する。	児童の保護者及び職員をもって組織する。	(1)見沼中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者 (2)見沼中学校の職員	【中央小】 児童の保護者、及び教職員で <u>本会の趣旨に賛同するもの</u> をもって組織する。
本部役員	・会長1名 ・副会長2名 ・監事2名 ・幹事1名	・会長1名 ・副会長 若干名 ・会計 若干名 ・幹事 若干名 ・監事2名	・会長1名 ・副会長 若干名 ・会計 若干名 ・監事 若干名 ・幹事 若干名	・会長1名 ・副会長 若干名 ・会計 若干名 ・監事 若干名 ・幹事 若干名	
一般役員 選出方法	地区選出役員と学級選出役員が主体	学級選出役員が主体	地区選出役員と学級選出役員が主体	学級選出役員が主体	【中央小】学級選出役員が主体 【星宮小】地区選出役員と学級選出役員が主体
会議の種類 *会議・議決の成立要件	・総会 ・理事会 ・役員会 *会議は、定員の3分の2以上出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決する。	・総会 <u>会員数の過半数の出席をもって成立、出席者の過半数をもって決議。</u> ・役員会 会長・副会長・幹事・会計・各学年委員・各地区理事の全員をもって構成 ・運営委員会 会長・副会長・幹事・会計・部長・副部长をもって構成	・総会 ・評議員会 *成立要件の定めなし	・総会 ・評議委員会 ・理事会 *成立要件の定めなし	総会の成立要件 【中央小】あり 総会は会員の2分の1の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。 【星宮小】なし
専門部	育成指導部	「細則」で規定 ○執行部 ○学年・総務部 ○保体・文教部 ○給食部 ○地区部	1 総務部 2 体育厚生部 3 校外安全部 4 広報部	・広報部 ・成人教育部 ・保体厚生部	【中央小】 総務部・厚生部・文教部・広報部・人権教育部・地区連絡部・実行委員会（運動会・親睦球技大会・ベルマーク） 【星宮小】 本部総務・広報・学年・おやじの会
会 費	一世帯月額700円 *会則に規定	一家庭月額350円 *会則に規定	一家庭月額400円	一家庭月額400円	【中央小】月500円 【星宮小】月450円
慶弔規定 *全て会則外に規定	・児童の入院 ・会員・児童の死亡 ・会員の家庭の災害 ・教職員 退職・転任 結婚・出産 実父母・同居父母の死亡	・慶弔 学校職員の結婚 ・弔慰 会員・児童の死亡 ・見舞い ・記念品代 PTA役員（会長・副会長・会計）	・会員並びに児童の死亡 ・教職員の両親、配偶者、子供の死亡 ・会員、児童の入院 ・会員の災害 ・転退職 教職員、PTA役員 ・教職員の結婚、出産	・本部役員の退任 ・職員の転退職 ・会員、生徒、教職員、教職員の親族の死亡 ・教職員の出産、結婚 ・教職員の入院 ・会員、生徒の事故等	【中央小】会則外に規定 ・職員の異動・退職 ・児童・保護者の死亡 ・職員、1親等の親族、同居の義父母の死亡 ・職員の結婚、出産 【星宮小】会則内に規定 ・会員の死亡、入院、災害（火災） ・児童の死亡、入院 ・職員・校医の死亡、入院、災害（火災）、転退職職員への餞別